

平成30年度(2018年度)

## 広島市消費生活センター事業概要



広島市消費生活センター

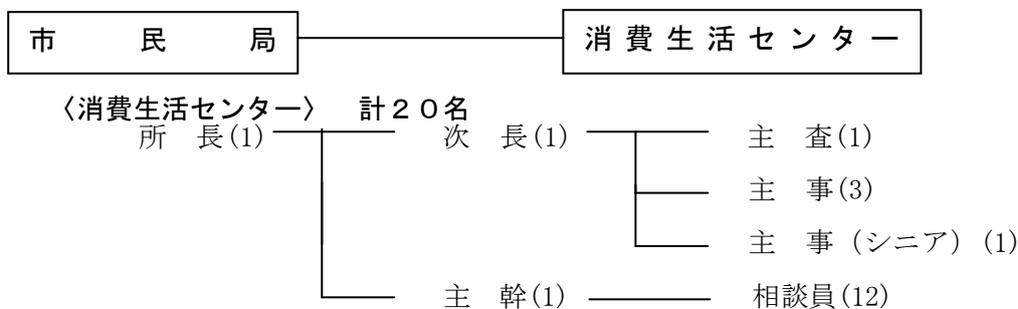
# I 消費生活センターの組織、施設の概要、予算

## 1 消費者行政組織の沿革

年月日	内容
昭和42年(1967年)4月1日	産業局商工課消費経済係設置
昭和45年(1970年)4月1日	産業局消費経済課新設
昭和49年(1974年)11月1日	産業局消費生活課と名称変更するとともに、出先機関として消費生活情報センター(中区基町6番27号[広島センター街8階])を新設
昭和51年(1976年)4月1日	経済局消費生活課と名称変更するとともに、経済局流通対策課を新設
昭和55年(1980年)4月1日	消費生活課と流通対策課を統合し、消費流通課と名称変更
平成7年(1995年)4月1日	消費者保護対策を市民局に移管し、市民局消費生活課を新設。(消費生活情報センターも消費生活課の出先機関として市民局に移管される。流通対策は、経済局商工課。)
平成9年(1997年)4月1日	消費生活課と消費生活情報センターを統合し、消費生活センター(中区基町6番27号[広島センター街8階])と名称変更
平成11年(1999年)4月1日	市民局に生活文化部が新設され、消費生活センターが生活文化部の所管となる。
平成13年(2001年)4月1日	生活文化部を離れ、市民局の所管となる。

## 2 機構及び事務分掌

### (1) 機構



### (2) 事務分掌

- ア 消費者施策に係る企画及び調整に関すること。
- イ 消費生活に関する相談、苦情の処理及び調停に関すること。
- ウ 消費者の権利の保護に関すること。
- エ 消費生活に関する啓発活動及び教育に関すること。
- オ 消費生活に関する訴訟費用の貸付けに関すること。
- カ 広島市消費生活センターの管理運営に関すること。
- キ 消費生活センターの庶務に関すること。

年度	職員	主事 (シニア)	相談員	計
20(2008)	7	0	12	19
21(2009)	7	0	12	19
22(2010)	7	0	12	19
23(2011)	7	0	12	19
24(2012)	8※2	0	12	20
25(2013)	6※3	0	11※4	17
26(2014)	7	0	11※1	18
27(2015)	6※3	0	12	18
28(2016)	7	0	12	19
29(2017)	6※3	1	12	19
30(2018)	7	1	12	20

※1 定数12人、  
 ※2 育休中職員1名を含む。  
 ※3 1名欠員  
 ※4 5月1日から12人